

資料-2	令和元年5月27日
第1回木津川市廃棄物減量等推進審議会	

部 会 の 設 置 に つ い て

1. 廃棄物減量等推進審議会の部会設置にかかる関係例規

【木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）】

（廃棄物減量等推進審議会）

第9条 一般廃棄物の減量に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、審議するため、**法第5条の7第1項**の規定に基づき、木津川市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

（審議会の組織）

第10条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

（委員）

第11条 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、第9条の諮問に係る審議が終了したとき、解嘱されるものとする。

【木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（抜粋）】

（部会）

第9条 審議会は、特別の事項を調査し、審議させるために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 会長が指名する委員

(2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱する者

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、一般廃棄物担当課において処理する。

構成員及び部会長の具体的な指名の方法について、本日の審議会で協議します。

2. 部会員及び部会長等の指名について

(1) 部会員の指名

推進部会	評価部会
学識委員	学識委員
公募委員（2名）	公募委員（1名）
市民団体（3名）	市民団体（3名）
事業者（2名）	事業者（3名）
計 8名	計 8名

委員区分の偏りを抑え、幅広い見地からの審議を行うため、それぞれの部会へ区分ごとに約半数の委員にお入りいただけるように定数を設定します。

そのうえで、区分ごとに名簿上位から推進部会の委員として指名します。

(2) 部会長及び副部会長の指名

- 部会長 1名
- 副部会長 1名

を置くこととし、各部会構成員の互選（話し合い）により選出された者を会長が指名します。

審議会との独立性や多くの委員によりご活躍いただく観点から、原則として、会長・副会長以外の者を選出することとします。

なお、話し合いによる決定が難しい場合、事務局が用意したくじ（籤）により決定します。（欠席委員のくじは、事務局職員が引くこととします。）

また、部会長・副部会長の報酬は、一般委員の報酬です。

3. 木津川市廃棄物減量等推進審議会部会運営内規について

木津川市廃棄物減量等推進審議会部会運営内規（案）

（趣旨）

第1条 この内規は、木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成19年木津川市条例第98号。）第9条に規定する木津川市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会の設置）

第2条 審議会に推進部会及び評価部会を置く。

2 推進部会は、審議会から付託された木津川市市民提案型ごみ減量活動等補助金の申請案件に関する事項を審議する。

3 評価部会は、審議会から付託された木津川市循環型社会推進基金を活用した事業の点検、評価及び改善に関する事項を審議する。

（部会へ付託した事項の取扱い）

第3条 部会へ付託した案件は、部会の決定をもって審議会の決定とする。ただし、部会が審議会へ諮ることを決定した場合はこの限りでない。

2 部会の審議の結果は、部会長が審議会へ報告する。

（部会の運営等）

第4条 部会の運営については、審議会運営内規第2条から第16条及び別表を「会長」を「部会長」、「審議会」を「部会」と読み替えて準用する。

（その他）

第5条 部会の運営に関し、この内規に定めのない事項は審議会において決定する。

附 則

この内規は、令和 年 月 日から施行する。

